

2019 年度 教職課程履修規程の訂正について

2019 年度学生便覧に掲載の教職課程履修規程について、以下の通り間違いがありましたのでお詫びいたします。各自、学生便覧の訂正をお願いいたします。

ページ	内容	誤	正
59	第 5 条 文言の一部削除	略 ただし、教科及び教職に関する科目のうち、 教職論、教育原論、 <u>教育史</u> 、教育心理学、特 別支援教育概論、教育制度論及びスポーツ学 部については、 略	略 ただし、教科及び教職に関する科目のうち、 教職論、教育原論、教育心理学、特別支援教 育概論、教育制度論及びスポーツ学部につい ては、 略
68	別表ウ 授業科目 「社会科・公民科教育 法」の年次配当時間数	3 年 <u>前期</u> 4	3 年 <u>後期</u> 4
64～71	別表ア～エ 表の欄外記載漏れ	記載漏れ	※ 経済学部が独自に定める教職課程履修要件 を満たさなければ教職実践に関する科目の 履修はできない。 ※ (教)は卒業要件に含まれない自由科目。
73	別表オ 表の欄外記載漏れ	記載漏れ	※ スポーツ学部が独自に定める教職課程履修 要件を満たさなければ教職実践に関する科 目の履修はできない。
63	2 経過措置 (2)	学士入学者、編入学者で <u>同年度前</u> の	学士入学者、編入学者で <u>平成 30 年度前</u> の